

**介護予防・日常生活支援総合事業**  
**第1号通所事業（総合事業通所介護）契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

**1. 事業者（法人）の概要**

事業者（法人）の名称	株式会社 BESLOPE
主たる事務所の所在地	〒309-1703 茨城県笠間市鯉淵6241-22
代表者（職名・氏名）	代表取締役 井坂 陵人
設 立 年 月 日	令和5年7月7日
電 話 番 号	0296-71-7711

**2. ご利用事業所の概要**

ご利用事業所の名称	デイサービスくつろぎ笠間		
サービスの種類	第1号通所事業（総合事業通所介護）		
事業所の所在地	〒309-1703 茨城県笠間市鯉淵6241-22		
電 話 番 号	0296-71-7711		
指定年月日・事業所番号	令和6年11月1日指定	0871601068	
実施単位・利用定員	436/447 単位	定員20人	
通常の事業の実施地域	笠間市		
第三者評価の実施の有無	無	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	無

**3. 事業の目的と運営の方針**

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な第1号通所事業（総合事業通所介護）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携しながら、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

#### 4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（総合事業通所介護）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日日まで（祝日を含みます） ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時00分から午後6時00分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分まで

#### 6. 事業所の職員体制

職種	職務内容	配置数
管理者	従事者・業務の一元管理、従事者に対する指揮命令	常勤1名
生活相談員	利用者の生活の向上を図るために適切な相談及び援助等	1名以上
看護職員	健康管理	1名以上
介護職員	通所型サービスの提供	1名以上
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練	1名以上

#### 7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	井坂 陵人
--------	-------

#### 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。なお、利用者負担金額は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

## (1) 第1号通所事業（総合事業通所介護）の利用料

### 【基本部分】

認定区分	利用回数（ひと月）	利用者負担		
		1割	2割	3割
事業対象者 要支援1	4回まで	443円	885円	1,327円
事業対象者 要支援2	8回まで	454円	907円	1,360円

上記の基本利用料は、笠間市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領で定める金額であり、その金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額			
		基本 利用料	利用者負担		
			1割	2割	3割
介護職員等 処遇改善加算Ⅱイ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算 減算の合計10.9%			

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 特に記載のない項目については、1月につき加算される金額です。

### 【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件（概要）	減算額				
		基本 利用料	利用者負担			
			1割	2割	3割	
高齢者虐待防止 未実施減算	虐待の発生又は その再発を防止 するための措置 が講じられてい ない場合	事業対象者・要支援1 (1回につき)	-40円	-4円	-8円	-12円
		事業対象者・要支援1 (1月につき)	-182円	-19円	-37円	-55円
		事業対象者・要支援2 (1回につき)	-40円	-4円	-8円	-12円
		事業対象者・要支援2 (1月につき)	-365円	-37円	-73円	-110円
業務継続計画 未策定減算	感染症若しくは 災害のいずれか 又は両方の業務 継続計画が未策	事業対象者・要支援1 (1回につき)	-40円	-4円	-8円	-12円
		事業対象者・要支援1 (1月につき)	-182円	-19円	-37円	-55円

	定の場合	事業対象者・要支援 2 (1回につき)	-40円	-4円	-8円	-12円
		事業対象者・要支援 2 (1月につき)	-365円	-37円	-73円	-110円
同一建物減算※	当該減算の要件 に該当した場合 事業所と同一建 物に居住する者 または同一建物 から事業所に通 う者にサービス を提供した場合	事業対象者・要支援 1 (1回につき)	-953円	-96円	-191円	-286円
		事業対象者・要支援 1 (1月につき)	- 3, 812円	- 382円	- 763円	-1, 144円
		事業対象者・要支援 2 (1月につき)	- 7, 625円	-763円	- 1, 525円	-2, 288円
送迎減算	送迎を行わない場合 (片道につき)		-476円	-48円	-96円	-143円
定員超過・人員 基準欠如	当該減算の要件に該当した場合 (1月につき)		上記基本部分の30%減算 ※上記基本部分の70%を算定			

(注1) ※印の減算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

## (2) その他の費用

食費	食事の提供をする場合、1食につき600円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつ代については、徴収しない。
交通費	交通費について、徴収しない。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

## (3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	支払い要件等
利用予定日の前日の午後18時まで	不要
利用予定日の前日の午後18時以降	不要

## (4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払い確認後、差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	サービスを利用した月の翌月の25日前後(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。

銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月指定日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月指定日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び笠間市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 11. 高齢者虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じます。また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催と従業者への委員会結果周知
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための研修の実施
- (4) 上記の虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

### 12. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0296-71-7711 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	笠間市保健福祉部社会福祉課	電話 0296-77-1101
	茨城県運営適正委員会	電話 029-305-7193
	国保連相談窓口	電話 029-301-1565

### 13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

### 14. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えております。

防災訓練 年2回          避難訓練 年2回          通報訓練 年2回

令和      年      月      日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	茨城県笠間市鯉淵 6241-22
	事業者（法人）名	株式会社 BESLOPE
	代表者職・氏名	代表取締役 井坂 陵人      印
	説明者職・氏名	管理者 井坂 陵人      印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）		
	住所	
	本人との続柄	
	氏名	印